

## 第 203 回 浜田市教育委員会定例会

日 時： 令和 4 年 5 月 26 日（木）13 時 30 分から

場 所： 浜田市立中央図書館 2 階多目的ホール

出席者： 岡田教育長 宇津委員 花田委員 杉野本委員 岡山委員

事務局： 森脇部長 草刈課長 山口課長 鳥居室長

（書記 日ノ原係長 皆田主任主事）

### 1 教育長報告

### 2 議題

(1) 令和 4 年度総合教育会議の議題について …… 資料 1

(2) 教育長の職務に専念する義務の免除の承認について …… 資料 2

### 3 部長、課長等報告事項

(1) 教育部長

(2) 教育総務課長 …… 資料 3、4

(3) 学校教育課長 …… 資料 5、6

(4) 学力向上推進室長 …… 資料 7

#### 4 その他

- (1) 令和4年度島根県市町村教育委員会連合会理事会・総会及び研修会  
(WEB会議方式開催) について

- (2) その他

※次回定例会日程 令和4年6月29日(水) 13時30分から  
場所：浜田市立中央図書館2階多目的ホール

※次々回定例会日程 令和4年7月 日( ) 時 分から

第203回浜田市教育委員会定例会・教育長報告

令和4年5月26日

月日	内容
4月29日 (祝)	石見文化振興センターオープニング祝賀会(石見文化振興センター)
4月30日 (土)	石見地域バスケットボール大会(県立体育館) 「生誕100年回顧展石本正」特別講演会 石本正～創造の旅～ 講師：石正美術館館長 西久松吉雄氏 (石正美術館)
5月 6日 (金)	定例校長会(中央図書館)
5月 7日 (土)	第71回石見地区中学校柔道大会(石見武道館)
5月 9日 (月)	懸案事項検討会議(各教育分室、教育総務課、文化スポーツ課)
5月10日 (火)	懸案事項検討会議(人権同和教育室、学校教育課、学力向上推進室)
5月12日 (木)	第72回全国都市教育長協議会定期総会・研究大会(山口市)
5月13日 (金)	同上 浜田市立小中学校統合再編計画(案)保護者説明会(雲雀丘小)
5月14日 (土)	浜田市文化協会総会(石見まちづくりセンター)
5月16日 (月)	第53回浜田市美術展実行委員会(中央図書館) 国県重点要望(島根県教育庁) 浜田市立小中学校統合再編計画(案)地域説明会(雲雀丘小)
5月17日 (火)	島根県租税教育推進協議会連合会第31回定期総会(松江合同庁舎) 浜田市立小中学校統合再編計画(案)説明会(美川小)
5月18日 (水)	浜田教育事務所長学校訪問(同行) 浜田市スポーツ推進委員連絡協議会(中央図書館)
5月19日 (木)	浜田市学校保健会総会及び生活習慣病予防検診報告会(いわみーる)
5月20日 (金)	浜田教育事務所長学校訪問(同行)
5月22日 (日)	全日本同和会島根県連合会定期総会(周布まちづくりセンター)
5月23日 (月)	総務文教委員会
5月25日 (水)	浜田教育事務所長学校訪問(同行) 浜田高等学校定時制・通信制支援協議会総会(浜田高校) 浜田市新型コロナウイルス対策本部会議
5月26日 (木)	浜田市教育委員会定例会(中央図書館) 浜田市体育協会総会(浜田まちづくりセンター)

令和 4 年度総合教育会議の議題について（案）

資料 1

1 日 程

- (1) 日 時 令和 4 年 6 月 29 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分  
(2) 場 所 庁議室

2 出席者

市 長 久保田 章 市  
副市長 砂 川 明  
教育長 岡 田 泰 宏  
教育委員 宇 津 豊  
教育委員 花 田 香  
教育委員 杉野本 智 幸  
教育委員 岡 山 令 子  
事務局 教育部長、教育総務課長 他

3 テーマ

(1) ICT を活用した教育について

令和 3 年度より GIGA スクール構想により整備した一人一台端末をはじめとした ICT 機器を活用した教育が始まりました。

令和 3 年度は ICT 機器を活用した授業が推進されるように、授業場面での活用やオンライン授業に関する研修会を 3 回実施しました。また、ICT を活用した授業改善指定校の実践を各学校へ普及するとともに授業実践例を作成して情報共有も図りました。しかしながら、ICT を活用した実践については、学校間で差があるのが現状です。

このため、今後の ICT を活用した教育の推進や可能性について意見交換を行うものです。

(2) 部活動の地域移行について

令和 2 年 9 月に文部科学省より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の具体的な方策の中で令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることが示されました。

その後、令和 4 年 4 月 26 日に有識者による「運動部活動の地域移行

に関する検討会議（第 6 回）」が開催され、この中で運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）が議題として審議され、5 月中には最終的な提言が示される予定となっております。

本テーマは、浜田市においても取り組まなければならない課題であるため、今後の取組における課題や方向性について意見交換を行うものです。

(3) 子どもたちの協働のまちづくりへの参画を見据えた学校・保護者・地域社会からのアプローチについて

令和 4 年 2 月策定の浜田市協働のまちづくり推進計画において、「地域の中で生きる力やふるさとへの愛着を育むため、次代を担う子どもたちの育成と地域で活動する人づくりを進める取組を行います。」と規定し、主な取組として、「まちづくりセンターを拠点とした協働事業」、「社会教育等の手法を活かした人材育成」を挙げています。

子どもたちが大人になったときに積極的に地域に関わることができるようになるためには学校、保護者、地域が何をすればよいかについて意見交換を行うものです。

## 教育長の職務に専念する義務の免除の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 5 項の規定に基づく  
浜田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条の規定により、  
「教育長の職務に専念する義務の免除について」を浜田市長の権限に属する  
事務の委任及び補助執行に関する規則第 2 条第 3 項の規定により、教育委員  
会に承認を求めます。

	(1) 研修を受ける場合	(2) 福利厚生に関する 計画に参加する場合	(3) 市長が定める場合
職務専念義務の区分及び内容	内 容 島根県市町村職員共済組合が実施する人間ドック検査受診  ※根拠規定 ○浜田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 3 号 ○浜田市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 4 号		
理 由	受診者の疾病の予防、早期発見に寄与し、健康増進を図ることを目的として人間ドックを受診する。		
日 時	令和 4 年 6 月 1 日 (水) 時 分から 令和 4 年 6 月 1 日 (水) 時 分から (1 日 時間)		
所在場所	浜田市浅井町 777 番地 12 独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター		

行事等予定表

5月26日 ~ 6月30日

月日	曜日	開始 ~ 終了	内容	場所	担当課	教育委員	備考
2月22日~6月12日		~	石正美術館「生誕100年回顧展 石本正」	石正美術館	文化スポーツ課		
4月5日~6月19日		~	浜田郷土資料館「令和3年度 市民寄贈資料披露展」	浜田郷土資料館	文化スポーツ課		
5月14日~7月10日		~	世界こども美術館「すごろく世界旅行展」	世界こども美術館	文化スポーツ課		別添チラシあり
5月21日~7月3日		~	世界こども美術館「後藤正治追悼写真展」	世界こども美術館	文化スポーツ課		別添チラシあり
5月27日	(金)	9:00 ~	浜田市中学校総合体育大会 (水泳)	アクアみすみ	学校教育課	○	
5月28日	(土)	8:30 ~	浜田市中学校総合体育大会 (陸上)	陸上競技場	学校教育課	○	
5月28日、29日	(土、日)	~	石央文化ホール「最高峰のピアノ スタインウェイを弾いてみよう」	石央文化ホール	文化スポーツ課		
5月28日~9月25日		~	浜田城資料館「企画展 いわみものと北前船」	浜田城資料館	文化スポーツ課		別添チラシあり
6月2日	(木)	8:35 ~ 12:05	教育事務所長学校訪問	岡見小 外	教育総務課		
6月2日	(木)	13:30 ~ 15:30	浜田市人権・同和教育推進協議会総会及び研修会	本庁4階講堂	人権同和教育室		
6月2日	(木)	14:00 ~ 15:00	浜田地区租税推進協議会総会	浜田合同庁舎	教育総務課		
6月5日	(日)	9:00 ~	浜田市中学校総合体育大会 (体操)	県立体育館	学校教育課	○	
6月6日~20日		~	令和4年度 浜田市スクールコンサート 「ハイブリッドウィンドオーケストラメンバーによる スペシャルスクールコンサート~音楽のスタイル♪」	旭小学校 外8校	文化スポーツ課		
6月10日	(金)	9:00 ~	浜田市中学校総合体育大会 (サッカー)	サンビレッジ浜田	学校教育課	○	
6月10、11日	(金、土)	8:45 ~	浜田市中学校総合体育大会 (卓球)	ふれあいジムかなぎ	学校教育課	○	
6月10、11日	(金、土)	8:45 ~	浜田市中学校総合体育大会 (バレーボール)	ふれあいジムかなぎ	学校教育課	○	
6月10、11日	(金、土)	8:45 ~	浜田市中学校総合体育大会 (バスケットボール)	県立体育館	学校教育課	○	
6月10、11日	(金、土)	8:30 ~	浜田市中学校総合体育大会 (野球)	浜田市野球場	学校教育課	○	
6月10、11日	(金、土)	8:30 ~	浜田市中学校総合体育大会 (ソフトテニス)	石見海浜公園	学校教育課	○	
6月11日	(土)	10:00 ~	浜田市中学校総合体育大会 (柔道)	石見武道館	学校教育課	○	
6月19日	(日)	9:30 ~ 13:30 ~	石央シネマ倶楽部企画映画上映会 「ひまわり」	石央文化ホール	文化スポーツ課		別添チラシあり
6月29日	(水)	10:00 ~	総合教育会議	庁議室	教育総務課	○	
6月29日	(水)	13:30 ~	第204回教育委員会定例会	中央図書館	教育総務課	○	
		~					
		~					

# 資料 4

令和4年5月26日  
教育委員会定例会資料  
教育総務課

## 令和3年度浜田市立図書館の利用状況について

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置適用による全館臨時休館や、感染症拡大防止のため、学習コーナー及びインターネット席等の利用制限もありましたが、来館者数及び貸出点数とも前年度を上回る実績となりました。

### 1 各館の利用実績

カッコ内：令和2年度実績

項目(単位)	中央	金城	旭	弥栄	三隅	合計
来館者数(人)	132,470 (112,563)	4,530 (4,116)	4,449 (3,067)	371 (212)	15,188 (14,354)	157,008 (134,312)
利用者数※(人)	66,572 (62,014)	2,898 (2,343)	2,718 (2,139)	371 (212)	6,414 (6,279)	78,973 (72,987)
個人貸出点数※(点)	225,705 (213,868)	9,935 (8,141)	8,852 (6,952)	1,231 (622)	26,238 (26,454)	271,961 (256,037)
利用団体数(件)	219 (195)	19 (18)	15 (15)	0 (0)	30 (27)	283 (255)
団体貸出冊数(冊)	9,644 (9,605)	720 (471)	168 (1,410)	0 (0)	1,004 (987)	11,536 (12,473)
予約・リクエスト 受付件数※(件)	11,580 (9,849)	420 (215)	471 (355)	15 (2)	295 (263)	12,781 (10,684)
レファレンス 受付件数※(件)	2,013 (1,909)	841 (457)	385 (393)	0 (0)	348 (303)	3,587 (3,062)
蔵書数※(冊)	204,718 (200,122)	21,531 (21,077)	21,626 (20,985)	5,149 (4,780)	39,301 (38,860)	292,325 (285,824)
開館日数(日)	324 (297)	294 (276)	293 (259)	294 (270)	290 (274)	—

※の項目には、移動図書館車の実績を含む

### 2 電子書籍の利用状況

(単位：点)

	令和3年度	令和2年度
電子書籍コンテンツ数	1,825	1,921
貸出点数	209	321

### 3 参考

	令和3年度	令和2年度
浜田市人口(年度末)	51,057人	52,145人
個人貸出冊数	271,961冊	256,037冊
市民1人当たりの貸出冊数	5.33冊	4.91冊



# 資料 5

令和4年 5月 26日  
教育委員会 定例会資料  
教育総務課・学校教育課

## 令和4年度 園児・児童・生徒数一覧 (令和4年5月1日現在)

### 1 小・中学校全体

区 分		児童生徒数			学級数		
		R3年度	増減	R3年度	増減		
1_小学校	1_通常学級	2,284人	2,327人	△43人	111学級	119学級	△8学級
	2_特別支援学級	117人	107人	10人	32学級	29学級	3学級
	小計	2,401人	2,434人	△33人	143学級	148学級	△5学級
2_中学校	1_通常学級	1,179人	1,182人	△3人	49学級	48学級	1学級
	2_特別支援学級	47人	51人	△4人	17学級	18学級	△1学級
	小計	1,226人	1,233人	△7人	66学級	66学級	0学級
全 体	1_通常学級	3,463人	3,509人	△46人	160学級	167学級	△7学級
	2_特別支援学級	164人	158人	6人	49学級	47学級	2学級
	合計	3,627人	3,667人	△40人	209学級	214学級	△5学級

### 2 小学校

学校名	種別	令 和 4 年 度								令和3年度	増減
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特	合計	合計	
原井小	児童数	(2) 29	(2) 23	38	(1) 29	29	(1) 36	6	190	205	△15
	学級数	1	1	2	1	1	2	2	[2] 10	[2] 11	△1
雲雀丘小	児童数	7	(1) 10	(1) 8	7	(1) 12	3	3	50	61	△11
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 6	[2] 7	△1
松原小	児童数	18	(1) 17	15	(2) 21	17	23	3	114	121	△7
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	[1] 7	[2] 8	△1
石見小	児童数	(1) 54	(4) 48	(2) 57	(2) 52	(1) 73	(4) 60	14	358	373	△15
	学級数	2	2	2	2	3	2	3	[3] 16	[3] 16	0
美川小	児童数	7	(1) 12	15	(1) 8	(1) 16	14	3	75	77	△2
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	[1] 7	[1] 7	0
周布小	児童数	(4) 42	(2) 46	(4) 32	(1) 43	(2) 40	(3) 56	16	275	277	△2
	学級数	2	2	1	2	2	2	3	[3] 14	[2] 14	0
長浜小	児童数	(1) 40	43	(2) 31	(2) 46	(1) 35	(2) 45	8	248	245	3
	学級数	2	2	1	2	1	2	2	[2] 12	[2] 12	0
国府小	児童数	(2) 42	(4) 47	(4) 54	(1) 38	61	(4) 41	15	298	300	△2
	学級数	2	2	2	2	2	2	4	[4] 16	[3] 15	1
三階小	児童数	37	(2) 32	(4) 33	(1) 33	(1) 31	(1) 29	9	204	189	15
	学級数	2	1	1	1	1	1	3	[3] 10	[3] 11	△1
雲城小	児童数	(3) 21	(4) 31	(1) 18	(6) 11	(1) 20	15	15	131	137	△6
	学級数	1	1	1	1	1	1	3	[3] 9	[3] 10	△1
今福小	児童数	(2) 6	7	(1) 4	5	9	7	3	41	47	△6
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 6	[1] 6	0
波佐小	児童数	3	4	1		2	3	0	13	13	0
	学級数	1	1	1		1	1	0	[0] 3	[0] 3	0
旭小	児童数	21	18	14	(2) 25	(2) 18	(4) 26	8	130	129	1
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	[2] 8	0
弥栄小	児童数	8	4	10	5	5	7	0	39	37	2
	学級数	1	1	1	1	1	1	0	[0] 4	[0] 4	0
三隅小	児童数	(2) 25	(3) 32	(1) 25	(1) 35	(1) 24	(3) 32	11	184	178	6
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	[2] 10	△2
岡見小	児童数	9	(1) 7	(2) 8	7	11	6	3	51	45	6
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 7	[1] 6	1
計	児童数	(17) 369	(25) 381	(22) 363	(20) 365	(11) 403	(22) 403	117	2,401	2,434	△33
	学級数	20	20	15	19	16	21	32	[32] 143	[29] 148	△5

※( )は特別支援学級に入る児童の外数 [ ]は特別支援学級の内数  
※第1学年は30人・2学年は32人学級編制

### 3 中学校

学校名	令和4年度						令和3年度	増減
	種別	1年	2年	3年	特	合計	合計	
第一中	生徒数	(4) 119	(3) 119	(3) 120	10	368	360	8
	学級数	4	4	4	3	[3] 15	[2] 13	2
第二中	生徒数	(3) 53	(1) 46	(5) 28	9	136	135	1
	学級数	2	2	1	2	[2] 7	[1] 6	1
第三中	生徒数	86	85	(3) 90	3	264	264	0
	学級数	3	3	3	2	[2] 11	[2] 11	0
第四中	生徒数	3	2	9	0	14	23	△ 9
	学級数	1	1	1	0	[0] 3	[1] 4	△ 1
浜田東中	生徒数	(2) 50	(2) 47	(3) 51	7	155	154	1
	学級数	2	2	2	3	[3] 9	[4] 10	△ 1
金城中	生徒数	(2) 35	(4) 31	(3) 28	9	103	103	0
	学級数	1	1	1	2	[2] 5	[2] 5	0
旭中	生徒数	(1) 16	(1) 18	(1) 20	3	57	52	5
	学級数	1	1	1	2	[2] 5	[2] 5	0
弥栄中	生徒数	8	(1) 6	5	1	20	21	△ 1
	学級数	1	1	1	1	[1] 4	[2] 5	△ 1
三隅中	生徒数	(2) 25	(3) 39	40	5	109	121	△ 12
	学級数	1	2	2	2	[2] 7	[2] 7	0
計	生徒数	(14) 395	(15) 393	(18) 391	47	1,226	1,233	△ 7
	学級数	16	17	16	17	[17] 66	[18] 66	0

※( )は特別支援学級に入る生徒の外数 [ ]は特別支援学級の内数

※第1学年は35人、第2・3学年は38人学級編制(少人数学級編成)

### 4 幼稚園

園名	令和4年度					令和3年度	増減	
	定員	3年保育 (3歳児)	2年保育 (4歳児)	1年保育 (5歳児)	特	合計		合計
原井幼稚園	休園中							
石見幼稚園	50	5	6		0	11	17	△ 6
長浜幼稚園	45	2	4	8	0	14	14	0
美川幼稚園	45	2	4	4	0	10	7	3
計	140	9	14	12	0	35	38	△ 3

# 資料 6

令和4年5月26日  
教育委員会定例会資料  
学校教育課

## 令和3年度 市内中学校卒業生（令和4年3月卒業）の進学状況について

(単位：人)

項目		卒業生計	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	対前年度 増 ▲ 減	
卒業生計			448	457	451	411	413	2	
(1) 高等学校			434 (96.88)	444 (97.16)	437 (96.90)	401 (97.57)	393 (95.16)	-8 (▲ 2.41)	
県 内	市 内	浜田(普通科)	151	145	130	122	121	-1	
		浜田(理数科)	25	16	12	27	13	-14	
		浜田商業	67	63	66	62	75	13	
		浜田水産	32	29	30	25	29	4	
	合 計		275 (61.38)	253 (55.36)	238 (52.77)	236 (57.42)	238 (57.63)	2 (0.21)	
	公 立 高 校	市 外	邇摩	0	2	2	2	1	-1
			島根中央	3	4	2	1	6	5
			矢上	12	11	16	9	18	9
			江津	4	14	9	6	12	6
			江津工業	35	23	16	18	11	-7
			益田	0	1	1	2	1	-1
			益田翔陽	6	10	6	11	7	-4
			津和野	1	2	1	1	1	0
			吉賀	0	0	0	0	2	2
			松江・出雲・隠岐の高校	10	9	7	9	12	3
	合 計		71 (15.85)	76 (16.63)	60 (13.30)	59 (14.36)	71 (17.19)	12 (2.84)	
	私 立 高 校	石見智翠館(江津市)	31	37	39	33	24	-9	
		明誠(益田市)	13	33	44	21	18	-3	
		益田東(益田市)	8	8	12	4	3	-1	
松江・出雲・隠岐の高校		4	7	2	5	7	2		
合 計		56 (12.50)	85 (18.60)	97 (21.51)	63 (15.33)	52 (12.59)	-11 (▲ 2.74)		
浜田高校定時制			11	8	13	11	8	-3	
県 外	国公立高校		0	1	2	3	2	-1	
	私立高校		9	8	9	8	6	-2	
高 専	松江工業高等専門学校		5	6	9	15	5	-10	
	その他の高等専門学校(県外)		0	0	2	1	1	0	
通信制			7	7	7	5	10	5	
(2) 特別支援学校高等部			10	7	8	6	14	8	
(3) 各種学校・専修学校等入学者			1	2	2	1	1	0	
(4) 就職・自営者			1	1	1	1	2	1	
(5) その他の者			2	3	3	2	3	1	

(注)

- ( ) は割合 (%) を示す。
- この資料は、島根県教育委員会が毎年4月に実施する高等学校入学者数調査により作成した。
- 浜田高等学校は、令和3年度から普通科が1学級減(5→4(▲1))となった。

# 資料 7

令和 4 年 5 月 26 日  
教育委員会定例会  
学力向上推進室

## 第 2 回 (5 月) 市校長会資料

令和 4 年 5 月 6 日 (金)  
学力向上推進室

### 1 自主的、自発的な学習を生み出す指導について・・・・・・・・・・資料 A

令和 3 年度までの授業改善の状況では、「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」ことに課題があることは、これまでも説明をしてきました。このことに関連しそうな内容が、初等教育資料 令和 4 年 3 月号に掲載されていたので紹介をします。ここでは、

- 子供の興味・関心に基づく意欲によって、自主的、自発的な学習が促されること。
- 自主的、自発的な学習に取り組むことによって、目的や進捗状況を意識しながら学ぶ態度が育つことが想定されること。
- 子供の自主的、自発的な学習にとって、内発的動機付けが不可欠であること。
- 内発的動機付けに影響する事柄は無数にあるが、その共通事項として自己決定を重視する理論的立場があること。
- 上記を実現していくために
  - ・ 学習の各段階でしっかりと指導を行うこと。授業等でめあてを提示したり、理解を確認したりすること、また振り返りを促すことなど、学習のサイクルを意識した指導が必要であること。これらが後の学びのもとになること。
  - ・ 少しずつ外からの指導を外していくこと。

等について触れています。そして、この考え方は、授業場面はもちろんのこと、家庭学習への取組においても参考になると思います。資料 A を校内研修・自己研修等で活用ください。データは【提出>9101\_教育委員会>02\_学校教育課>03\_学力向上推進室>子どもの声でつくる授業>R 4】に「自主的、自発的な学習を促す指導：初等教育指導より」として保存しています。

### 2 指定校も「子どもの声でつくる授業」による授業公開について・・・・・・・・・・資料 B

令和 4 年度子どもの声でつくる授業では、教育委員会が指定をする各事業の実践校は、『『子どもの声でつくる授業』に基づいた授業実践を公開することとする。』としています。協調学習も・・・？との疑問も生じるのではないかと思います、このことについて説明をします。先ほど紹介をした「子供の自主的、自発的な学習にとって、内発的動機付けが不可欠であること。」とも関連します。

浜田市が取り組んでいる【協調学習】は、CoREF が提唱している知識構成型ジグソー法を協調学習を生み出す手法として活用した授業づくりを指します。以下、CoREF が研修で活用した資料からの抜粋により説明をします。

#### (1) 協調学習を引き起こす知識構成型ジグソー法について

##### ① 知識構成型ジグソー法とは

- ① **知識構成型ジグソー法**  
授業の手法 (②や③を引き起こしやすい)
- ② **協調学習**  
一人一人が主体となって答えを作り、対話を通じて自分の考えを見直したり、広げながらよりよい答えを作るような学び一般のこと
- ③ **主体的・対話的で深い学び**

##### ② 知識構成型ジグソー法の学習過程

- ① 一人では十分な答えが出ない課題に  
(最初に個人で問題にチャレンジ)
- ② それぞれが違う視点から「言えること」をもって  
(エキスパート活動)
- ③ それを使ったり、組み合わせたり、比べたりしながらよりよい考えをつくる

(ジグソー活動)

- ④ 他の班の考えを聞くことでさらに理解を広げ、深めて  
(クロストーク)
- ⑤ 最後にもう一度個人が自分の表現で答えをつくる  
(最後に個人でもう一度)

### ③ 知識構成型ジグソー法を導入した背景

人のもつ学びの力を活かした授業づくり

- 特別なトレーニングを積まなくても、環境次第で子どものできることは変わる
- 仮の「エキスパート」によって、「伝えたい」、「聞きたい」状況をつくってあげることで、生徒が本来持っている学びの力を引き出してあげることが可能
- 友達と学ぶ成功体験が、次の学びの意欲を引き出し、学級経営の改善にもつながる

### ④ 留意点として

ここで一度立ち止まって整理

- (ジグソーなど) 対話型の授業を取り入れさえすれば、「主体的・対話的で深い学び」が起これば、質の高い理解が保障されるということ？

⇒ 必ずしもそうではない。目指す「質の高い理解」とは何か、そのために本時の児童生徒が解くべき「問い」は何かを授業者が明確に想定し、実際にそうなったかを確認することが不可欠

このことのために、エキスパート活動ではメインの課題を解決するために基本的に3つの課題を教師が提示し、学級の子どもを3つに分けてまずは「エキスパート活動」を行います。子どもたちは、次の「ジグソー活動」で、自己が担当した課題についての解答(考え)を自分が所属するジグソー班の2名に説明をしなければならないことが分かっているので、必然的に質問や確認をせざるを得なくなります。このことにより、対話が成立していきます。

別の言い方をすれば、対話をせざるを得ない環境に子どもたちを追い込むことで、本来もっている学びの力を引き出すことを目指しています。昨年度末に実施した指定校の子ども達へのアンケート及びインタビューでは、学びの力が引き出されていることを実感している姿が認められています。このことについては、後程、改めて触れます。

## (2) 子どもの声でつくる授業と知識構成型ジグソー法について

ここからは、浜田市が取り入れている知識構成型ジグソー法を活用した協調学習と子どもの声でつくる授業との関係について触れていきます。

子どもの声でつくる授業での重点は、「学習の見通しを立て振り返る営み」と「考えを深める営み」です。そして、「学習の見通しを立て振り返る営み」では、授業の中での子どもとのやり取りを経ながら「めあて」をつくりあげていくことを重視しています。このことは、先に挙げた【自主的、自発的な学習を生み出す指導】における「内発的動機付け」やこのことに影響を与える「自己決定」に沿っていることは理解していただけたと思います。

一方、知識構成型ジグソー法の1単位時間の学習過程、特にジグソー活動における手法は、内発的動機付けの部分が薄いとのイメージをもっている先生方が多いのが現状だと思います。1単位時間のみに着目すると、その通りかもしれません。しかし、授業は連続しています。前時の状況がどうであったかが重要です。前時の終末に本時への見通しを立てる営みが行われていれば、内発的動機付けは行われています。

子どもの声でつくる授業においては、学習の見通しを立てる場面をどこに設定するのか、対話する場面をどこに設定するのか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるのかを単元や題材などのまとまりの中で考えることを示しています。単元の中で、子どもの声でつくる授業の重点の一つでもある考えを深め広げる営みの実現のために、対話によってねらいに迫りたい授業に知識構成型ジグソー法を取り入れる。そのために、前時の終わりのところを工夫する。

このように考えると、協調学習の指定校が子どもの声でつくる授業に基づいた授業を公開することについて納得していただけたと思います。協調学習指定校以外の指定校公開授業についても同様です。

(3) 昨年度の協調学習指定校生徒へのアンケート結果及びインタビュー内容について

資料Bで昨年度指定校の第四中学校及び浜田東中学校の生徒を対象としたアンケート及びインタビュー実施結果をまとめていますので、紹介をしています。インタビュー動画(約13分)もあります。「協調学習インタビュー」として、次のフォルダに保存していますので、必要に応じて活用ください。  
【提出>9101\_教育委員会>02\_学校教育課>03\_学力向上推進室>協調学習】

3 浜田市図書館を使った「調べる学習コンクール」について・・・・・・・・・・資料C

このコンクールの目的(子どもたちに対するもの)は、

- 学校図書館・公立図書館の資料やインターネットなどの様々な情報の活用や体験活動を行う「調べる学習」を通じて、子ども達が自ら考え、判断し、表現する力を育み、「学ぶ楽しさ」や「知る喜び」を実感する機会を創出する
- 上記の取組の中で、各学校図書館、公立図書館での調べ方を体得しながら、課題を解決する力を養うことです。

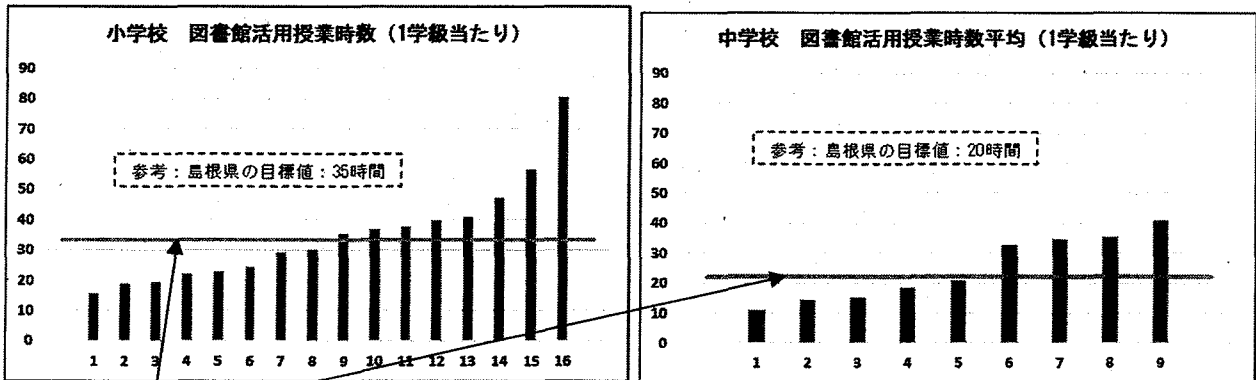
昨年度の実績は、以下のとおりで、令和2年度より増加しています。※( )内は令和2年度実績

		一般部門	授業部門	応募数	応募総数(校内審査)	応募人数
小学校	低学年	29	17	46(31)	249(141)	294(208)
	中学年	37	17	54(30)	493(226)	489(247)
	高学年	36	11	47(35)	428(284)	413(363)
中学校		40	4	44(33)	441(347)	453(385)
合計		142	49	191(166)	1611(998)	1649(1280)

積極的な参加をお願いします。学校司書は、調べる学習についても研修を行っていますので、連携しながら取り組んでください。

調べる学習についての取組も含みますが、昨年度の図書館活用教育の状況についてお知らせします。

※縦軸は授業時間数、横軸は学校名(時数の少ない学校から番号を付けた)を表す。



グラフの横線は、浜田市の平均時数を表しています。中学校は県の目標値を若干超えています、小学校は下回っています。学校間で取組の差もあります。

昨年度の全国学力・学習状況調査結果を受けて文部科学省が報告をした「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況」では、図書館活用授業についても取り上げています。図書館活用教育の推進をお願いします。

4 浜田地区戦没者遺族連合会の語り部による平和学習について

昨年度、浜田市戦没者遺族連合会から平和の大切さを子や孫に語り継いでいくための語り部の活動を令和3年度から開始するので協力をしてほしい旨の要望があり、校長会等で各学校へ周知をさせていただきました。そして、4校が希望をし、戦没者遺族連合会の方を講師とした平和学習が実施されました。

本年度も4校程度で実施したいとのことです。講師料は必要ありません。希望のある学校は、学力向上推進室の鳥居まで連絡をお願いします。

## 生徒指導の充実

浜田市教育委員会 学力向上推進室

生徒指導の充実として、初等教育資料 令和 3 年 11 月号に「生徒指導上の問題を未然防止する教師力・学校力」が掲載されていたので紹介をします。

## 【生徒指導の充実 生徒指導上の問題を未然防止する教師力・学校力】

國學院大學教授 杉田 洋 初等教育資料令和 3 年 11 月号より

※下線等の強調は鳥居が行っています

(はじめに、Ⅰ、Ⅱは省略)

## Ⅲ 未然防止のための教師力の向上

私は、これまで多くの小学校教師に、いじめなどの問題の未然防止のために「どんな指導をしていますか」と尋ねてきた。多くの教師が見事に回答し、さすが学級経営を重視する日本の教師だと感心する。しかし、「では、学校全体で、みんなが共通して行っていることは何ですか」と問うと、途端に口ごもり、回答に詰まる場合が多い。

小学校における生徒指導の課題の中心は、生徒指導と密接な関係がある学級経営が学級担任任せになっていることだ。もはや学級経営は、校長の課題だと認識すべきである。つまり、リーダーシップを発揮し、配慮すべきことを全職員で共有し、学校として統一する必要がある。その際、重要な着眼点がいくつかあるが、紙幅も限られるので、ここでは、次の二つのことについて述べる。

## 1 競争的で、全体主義的な指導が子供たちを苦しめていないか

日本の学校教育は、授業研究や学校経営の手法など、海外から高い評価を得ている。しかし、違和感を感じることもあるようだ。

例えば、日本の教師は、「この班が一番に〇〇ができた。この列が一番に…」などの褒め方が普通に行われている。本来、他者との比較ではなく、個々の子どもにおける伸びを認めるべきなのに、という疑問だ。

また、宿題提出や忘れ物を一覧表にして張り出したり、読書量を棒グラフにし、天井まで伸びている子供とほとんどない子供を一緒に張り出したりもしている。計算のできばえや掃除の取り組みなど、「名人」から「見習い」など、数段的に分けてランキングするような類いのことも見られる。

これらはいずれも、集団内における競争心を利用して子供たちを頑張らせようとする手法である。もし、保護者から、「なぜ、個別の頑張りカードでは駄目なのか」と問われたら何と答えるのだろうか。

また、「学級の全員が〇〇できたら褒美を与える」というような各種方法を取り入れる教師もいるが、どうだろうか。「お前のせいで…」と級友が責め合うような状況に追い込むことになってはいないだろうか。

確かに日本のよさは、協調性を大事にし、集団を重んじてきたことだが、一つ間違えば、「村八分」のような考え方にもつながり兼ねない。つまり、違いや多様性を

排除することで集団としての結束力を高めようとする思考だ。しかし、考えてみれば、そもそも「いじめ」とは、違いを排除することなのである。

このようなことについて、おそらく日本の多くの先生方が「身に覚えがある」のではないか。改めて、このようなことを、教職員を対象にして行われたとしたら…と、自分事として考えてみてほしい。きっと、胸が痛むはずである。

かつて、私が子供の頃、宿題を忘れたら「わたしは宿題を忘れました」と書かれた札を首から提げられ、学校中を歩かされることがあった。そんな時代錯誤的なことが今でも行われているとは思えない。しかし、全員の前で人格否定のような叱責の仕方をするなど、形を変えて似たようなことが行われていないかを再確認しておきたい。

世界中で多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育が求められる中、日本の教師の当たり前について、それでいいのかと、改めて問い直す必要があるのだと思う。

## 2 徹底的に子供たちに寄り添い、自己指導能力の育成に向き合っているか

最近、「指示待ちの子供が多くなった」という嘆きをよく聞く。しかし、それは子供ではなく、教師の問題なのではないか。多忙な中で、「ああしなさい、こうしなさい」に終始していないか。確かに子供に考えさせたり、自己決定や自己選択させたりするより教えてしまった方が早いし、一方的に指示してしまったほうが楽だ。しかし、それではいつになっても、自分の問題も学級の問題も、自分（たち）で解決できるようにはならない。

ところで、学級の諸問題を挙げ、こうすれば改善できると自信満々の教師が多い。そこで、「では、当事者である子供たちは、その問題をどのように受け止め、どのように改善しようとしているのか」と尋ねると、黙り込んでしまう場合が少なくない。

いじめも暴力行為も、子供たちの中で起こっているのに、大人の見えていないところで行われていることが多いのに、教師の一方的な指導に偏り、子供たちが解決すべき問題にしていないのである。

子供たちは日々悩んだり、悲しんだり、苦しんだり、自信を失ったり、時には自暴自棄になったりもする。そんなとき、教師はどんな関わり方をしているのだろうか。

言動など見えるものだけに気をとられ、子供たちの内面に気付こうとしない教師も少なくないように思う。その原因を追求したりすることに躍起になる教師もいる。子供が問題を起こすのには、何か理由があるはずである。そこに徹底して寄り添い、子供たちが自ら改善法を自己決定、自己選択して取り組めるように導く必要がある。

自己指導能力の育成のために教師は、子供たちに自己効力感（自分もやればできる）を味わわせる必要がある。決して無力感（どうせやっても）を感じさせてはならない。否定したり、責めたりの連続は、無力感につながりかねない。

このような指導が難しいのは、それが子供たちの主観だからだ。本人がそう思わ



なければ自己指導能力には結びつかない。そこで、例えばは次のような「子供たちに寄り添う三つのステップ」を全教職員で具体的にイメージできるようにして共有し、共通指導が行えるようにすることが考えられる。

① 子供の内面を、共感的に受け止めよう。

今どんな気持ちなのかを丁寧に聞く。具体的に「困っているの」「悲しいの」「寂しいの」「怖い」「勇気がないの」「分からないの」「自信がないの」「心配なの」「腹が立っているの」「嫌なことを言われたの」「何か言いたいことがあるの」など、とにかく、うなずくまで聞く。

次に「そうだよね」と同じ気持ちになっていることを伝える。

② 解決方法を一緒に考え、子供自身が決められるようにしよう。(自己決定)

その困りを解決するためには、どうなればいいのか。そのためには何をすればいいのかを一緒に考える。そして、子供が決められるようにする。「どうしようか?」「どうしたい?」「～してみる?」「言えそう?」「難しかったら一緒に言おうか?」「私は、～したらいいと思うよ」

③ 頑張っ問題乗り越える過程を支援しつつ、その努力を褒め、書続けよう。

解決のための努力を全面的に応援する。その上で、決めたことの頑張りを励まし、やれたこと一つ一つを言葉にして褒める。気持ちが言えたこと。自分で決めてそれができたことなど。

子供たちはそれぞれ違った能力や適性、興味をもっている。学級担任は日常的にきめ細やかに観察を行い、適切な方法を用いて子供理解のための資料を集め、子供たち一人一人を客観的かつ総合的に理解する必要がある。高学年になれば、子供の内面はますます捉えにくくなる。屈折した形で表現されることも少なくないからだ。しかし、子供の内面が捉えられなければ、効果的な指導はできない。

#### IV 未然防止のための学校力の向上

生徒指導上の問題を未然防止する学校力の向上のためには、全ての教職員が、全ての子供を対象にして、どれだけ組織的に取り組めるかが鍵となる。その先生によって言うことが違う、その時々で方針が変わるようでは効果は期待できない。

生徒指導は機能であるから、その内容や方法などは様々にある。例えば、「共感的な人間関係を育てる」ということについて、その内容や方法は多岐に渡る。勿論そのような個々の教師の取組は重要であり、継続することで効果も期待できる。しかし、学級差、教師差を生む要因の一つにもなっている。

##### 1 特別活動を中核に据える

組織的な取組にするには、「なすべきことの共有化」「時間の保障」が必要不可欠である。その唯一の方法は、内容が示され、時間も確保されている教育課程内の実施である。

ところで、

### Ⅲ 自主的、自発的な学習がもたらすもの

先に整理したように、自主的、自発的な学習を促すことは、「学習の目的の自覚、学習の進歩の状況の意識、進んで学習しようとする態度」につながるものが想定されている。自主的、自発的な学習に繰り返し取り組むことによって、子供は学ぶ目的を意識したり、学習の状況を意識したりして、進んで学習しようとする態度を身に付けていくことが期待される。

ここで期待されている子どもの育ちは、自己調整学習という視点から理解することができる。自己調整学習は、自律的な学習の在り方を捉える概念である。

自己調整学習をどのようなものと考えるかについては、いくつかの理論的立場があるが (Zimmerman & Schunk, 2011)、共通しているのは、学習者が自ら学習のサイクルを回せるようになることを目指している点である。学習の開始時には、自分なりの目標を立て、どのように学んでいくかのプランニングを行う。学習の途中では、自分の理解度や学び方に目を向け、必要に応じて修正する。そして、学習が一区切りした段階では、学んだことを振り返りながら原因分析をし、次に生かそうとする。このように、他者からの働きかけに依らずとも、自ら学習のサイクルを回せるのが自己調整学習で理想とする姿であり、自律的な学習の一つの捉えである。同時に、「学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度」を身に付けた姿であるとも言える。

ただ、この話を聞いて、「レベルが高すぎる」と感じた方もいるだろう。このような自律的な学習の仕方は、大人であっても難しく、子供に最初からそのような学び方を期待するのは現実的ではない。

学習を調整しようとすることを考える上では、学び方を少しずつ子供に譲り渡していくことが大切である。最初は、子供が自分自身で学習を調整することは難しい。そのため、外から学習の過程を支える必要がある。例えば、低学年のうちには、自分で適切な目標を立ててから学習に取りかかることができる子供は少ないだろう。目標を立てるという発想すらない場合もあるかもしれない。そこで、教師がある程度先導して子供と一緒に単元の目標を考えたり、本時のめあてを確認したりする。あるいは、授業中に自分が理解できていないことに気付けない場合がある。そんなとき、「ここまでは分かったかな」という教師の確認は、子供が自分の理解の状況に目を向けるきっかけになる。

教師からの支えによって一つ一つの活動を積み重ねていくと、次第に子供はそれを自分のものとして獲得していく。教師から促されなくても、「今日は何をしようかな」と目標を意識したり、「自分はここがうまく分かっていないな」と気付いて理解するための工夫をしたりするようになる。そうして、少しずつ自分自身で学習のサイクルを

回せるようになっていく。学習を調整しようとする力は徐々に発達していくのである。

このように考えると、重要な点は二つある。一つ目は、学習の各段階でしっかりと指導を行うことである。授業等でめあてを提示したり、理解を確認したりすること、また振り返りを促すことなど、学習のサイクルを意識した指導が必要である。これらが後の学びのもとになる。

二つ目に、少しずつ外からの指導を外していくことである。ずっと外側から指導がなされるのであれば、子供にとって学習を調整しながら学ぼうとする必要はない。自ら学習を調整しようとする力を伸ばすためには、それが求められる場が必要である。ここに自主的、自発的な学習の意義がある。自主的、自発的な学習に取り組むときにこそ、子供は自分の学習過程に目を向け、調整しようとする姿を発揮する。そうした力を実践的に身に付けていくためには、自ら学習に取り組む余地がある場が不可欠なのである。

#### IV 自主的、自発的な学習のために

本稿では、自主的、自発的な学習の意義とその指導について、教育心理学の理論を参照しながら考えてきた。

改めて自主的、自発的な学習を促すために大事な点をまとめると、①子供に選択の機会を与えること、②自ら学習を調整する場を与えること、に集約される。一点目は自主的、自発的な活動につながる意欲を高めるために、二点目は自主的、自発的な学習経験を子供の成長につなげるために留意したい点であった。自ら選択できる機会があることで、子供は興味・関心を基に自主的、自発的な学習に向かい、その中で学習を調整しようとする力を身に付けていくことができる。

ただ、選択ということについて、気を付けたい点もある。選択の機会を与えることは、子供の意欲に沿うものでなければならない。私見ではあるが、授業等で選択の機会を工夫する際は、①子供自身が選びたいものか、②選ぶことに利点があるか、③選ぶのが困難ではないか、④選ばれていると感じていないか、といった点を十分に考慮したい。選ぶことには不安や負担感が伴うこともあり、かえって意欲を阻害してしまうこともある。子供の学ぼうとする意思に沿った選択の機会をいかに設定できるか。それが指導において求められる。

## 令和3年度協調学習指定校 生徒へのアンケート及びインタビュー

学力向上推進室

以下に、令和3年度末に実施した、指定校生徒アンケート・インタビューから子どもたちの変容を紹介する。

## 1 【理解・記憶】について

「テストの時に授業の場面が思い浮かぶんです。」「自分で話すからよく覚えられます。」「先生が指名するような授業だと、できる人だけで進む感じがするけど、このやり方はみんなでわかっていく感じが好きです。」「時間が経っても覚えているんです。」「インプットとアウトプットをすることでより理解が増すと思う。(アンケート記述)」「難しいことでも頭に残る。(アンケート記述)」といったように、学習内容を理解したり記憶したりしやすいようで、多くの子どもたちがこの授業が好きな理由として語っている。

## 2 【自尊感情】について

「話をちゃんと聞いてもらえるところが好きです。」「人の役に立っている感じがします。」のように、小学校時代から落ち着いて授業を受けることが難しかった学年集団が、話を聞いて受けとめてもらえる安心感からか、授業中真剣に聞き合い、学年集会等で話を聞くことのできる集団に変容した。また話す側の子どもたちは、資料を示し、相手の理解を確かめながら学んだばかりの語彙を使って話す姿が多く見られるようになった。その様子は「少し難しい言葉を使って説明できている自分」を楽しんでいるようにも見える。

また「コミュニケーション能力がついたと思う。(アンケート記述)」「前までは自分の考えを人に伝えるのが苦手だったけど、自分で考えたことを人に伝えるのが好きになった。(アンケート記述)」のように、学習内容とは別の部分で、自分の成長を実感した生徒もいた。

## 3 【協働】について

「みんなと仲良くなれる気がします。」「信頼関係が深まります。」のような回答がアンケートの自由記述でも多数あった。ある授業中、人と関わるのが苦手な生徒が、不安そうに「どうせ私の意見は採用されないよね。」と言うと、他の生徒たちが「そんなことないよ。〇〇さんの意見も聞かせて。」と優しく返した。最初に発言した生徒の表情は穏やかになり、温かい雰囲気互いに意見を出し合って課題解決に向かった。

協調学習を引き起こす授業を繰り返し経験した子どもたちは、普段の話合いや学校行事等でも、個人的な好き嫌いの感情を越えて、同じ目的のために協働する様子が見られるようになった。

#### 4 【学習意欲】について

アンケートで、授業について肯定的に捉えた生徒(全体の83%)のうち、62%の生徒が、理由として「自分で考え、自分から取り組むことができる」を選んだ(図1-3)。また、自由記述で最も多かった語彙は「楽しい」である。多くの子どもたちにとって、「自分から」「楽しく」学べる授業なのである。

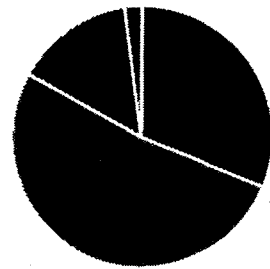
図1：生徒アンケート結果より

#### 2. 協調学習を引き起こす知識構成型ジグソー法のような授業は好きですか。

詳細

💡 Insights

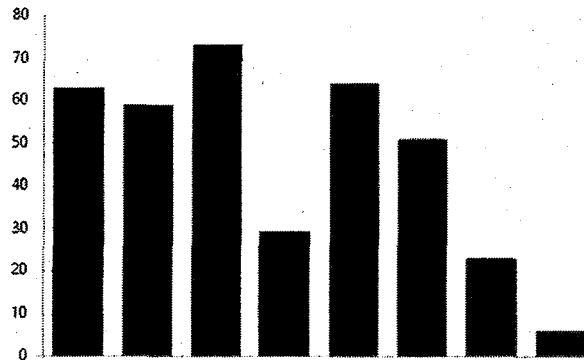
● 好き	44
● どちらかと言えば好き	73
● どちらかと言えば嫌い	21
● 嫌い	3



#### 3. 「好き」「どちらかと言えば好き」と答えた理由のうち、あてはまるものをすべて選んでください。

詳細

● 学習内容がよく理解できる	63
● 学習内容がよく記憶に残る	59
● 自分で考え、自分から取り組むこ...	73
● 自分の考えが良くなったり、かしこく...	29
● 考えが広がり深まったりする	64
● クラスの人と仲良くなったり、雰囲気...	51
● 話を聞いてもらえて安心感や心地...	23
● その他	6



【選択肢】・学習内容がよく理解できる    ・学習内容がよく記憶に残る    ・自分で考え、自分から取り組むことができる  
 ・自分の考えが良くなったり、かしこくなったりする    ・考えが広がり深まったりする  
 ・クラスの人と仲良くなったり、雰囲気がよくなったりする    ・話を聞いてもらえて安心感や心地よさを感じる    ・その他

# 第9回 浜田市図書館を使った調べる学習コンクール 募集要項

資料C-①

## ■ 目的

図書館を使った調べる学習の普及。  
図書館資料をはじめ、さまざまな情報を活用した調べる学習を通じて、児童・生徒が自ら考え、判断し、表現する力を育むことを目的としています。

## ■ 募集する作品

学校図書館や公共図書館を使って調べ、まとめたもので、身近な疑問や不思議に思うこと、興味があることなどテーマは自由です。

各校クラスごとに、一般部門 2 作品以内、自由部門(グループ作品も可)1 作品以内を応募できます。

## ■ 応募期間

令和4年10月7日(金)から  
10月14日(金)まで【中央図書館必着】

## ■ 募集部門

- ① 一般部門(小学生低学年部)
- ② 一般部門(小学生中学年部)
- ③ 一般部門(小学生高学年部)
- ④ 一般部門(中学生部)
- ⑤ 自由部門  
(授業の成果物であるリーフレットやパンフレット、新聞等)

## ■ 作品の形態 (まとめの目安)

[サイズ] 小学生 B4 サイズまで  
中学生 A4 サイズまで

\*模造紙等でまとめる場合は、上記サイズに折りたたんでご応募ください。

[ページ数] 50 ページ以内

\*目次、参考文献はページ数に含みません。  
\*集めた情報をまとめた資料集を別冊として添付することができます。

### ★必ず書くこと

調べたときに利用した資料名(本の題名)を書いてください。

## ■ 賞

- ①～④の各部門から、優秀賞(各4点)に賞状と副賞、優良賞(各6点)に賞状。
- ⑤の部門に優秀賞(各2点程度)、優良賞(優秀賞以外)に賞状。
- 応募者全員(含 校内選考対象者)に、参加賞を差し上げます。

## ■ 応募方法

提出フォルダに、作品提出一覧表(裏面参照)を用意しますので、応募者の氏名等を入力してください。「応募カード」(裏面)は、提出フォルダ(教育委員会→学校図書館→調べる学習コンクール)にありますので必要枚数をコピー印刷して使ってください。

「応募カード」に必要事項を記入し、作品裏面右上に添付して、各学校の担当の先生に提出してください。

\*各学校は、浜田市中央図書館へ直接お持ちください。

## ■ 応募作品の取扱い

審査の後、応募作品は各校へ12月中に返却します。尚、公益財団法人図書館振興財団が主催する全国コンクールに推薦された作品については、2月の返却となります。

\*全国コンクールで入賞した作品の著作権は、公益財団法人図書館振興財団に帰属します。

## ■ 応募先

浜田市立中央図書館  
「図書館を使った調べる学習コンクール」係  
〒697-0024  
浜田市黒川町 3748-1  
電話 (0855) 22-0480  
FAX (0855) 22-0592

## ■ 問合せ先

浜田市教育委員会 学校教育課  
〒697-8501  
浜田市殿町1番地  
電話 (0855) 22-2626  
FAX (0855) 22-5090



## <応募カード>

### 第9回

### 浜田市図書館を使った調べる学習コンクール 応募カード

学校名	小学校／中学校				
(ふりがな)					
氏名	( 年 生 )				
作品のタイトル					
募集部門 (○で囲んでください)	①	②	③	④	⑤
担任の先生のお名前					
学校の電話番号	( )	-			

作品裏面右上に応募カードを外れないように添付してご提出ください。

募集部門の区別欄の番号をかこんでください。

- ①低学年部門
- ②中学年部門
- ③高学年部門
- ④中学生部門
- ⑤自由作品部門

※自由部門に応募する場合、担任名の後ろに ( ) 付けて、教科・担当名もご記入ください。

※応募カードは、「提出フォルダ」の(9101\_教育委員会→02\_学校教育課→03\_学力向上推進室→図書館活用教育→調べる学習コンクール)にありますので必要枚数をコピー印刷して使ってください。

第9回 茨城県図書館を使った読書コンクール  
応募一覧表(小学校用)

学年名

小学校

本校の学年は記入してください。

【一般部門】

NO	学年	部門	応募氏名	作品タイトル	担任名	中央図書館		
						確認欄		受付日
						提出書数	受取人数	
1	1年		〇〇〇男	しゃぼんだまであそんだよ	△△△子	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div> </div>		
2	1年							
3	2年		〇〇〇女	えいごのなまのふやし方	△△△代			
4	2年		〇〇〇太郎	カミキリ虫のひみつ	△△△助			
5	3年		〇〇〇子	ひみつがいっぱいイソキンチョコ	△△△次			
6	3年							
7	4年							
8	4年		〇山〇〇	石見神楽について	△田△△			
9	5年		〇〇〇明	和紙のひき	△△△貴			
10	5年		〇雨〇〇	茨城県の花がさ	△△△△			
11	6年							
12	6年							

中央図書館の受付日記入欄

中央図書館の受付日記入欄

中央図書館の受付日記入欄

【自由部門】

NO	学年	応募氏名	作品タイトル	担任名	中央図書館		
					確認欄		受付日
					提出書数	受取人数	
1	1年						
2	1年						
3	2年						
4	2年						
5	3年						
6	4年						
7	4年						
8	5年						
9	6年						
10	6年						

【一般部門】 (校内審査数)

学年別	応募作品数	応募人数
1年		
2年		
3年		
4年		
5年		
6年		
計	0	0

参加賞必数表 0

【自由部門】 (校内審査数)

学年別	応募作品数	応募人数
1年		
2年		
3年		
4年		
5年		
6年		
計	0	0

参加賞必数表 0



## 第9回 浜田市図書館を使った調べる学習コンクール

## 審査基準

## ■ 一般部門（レポート形式） ※ レポート形式は全て一般部門に応募してください。

※ 全国コンクールにつながる審査です。

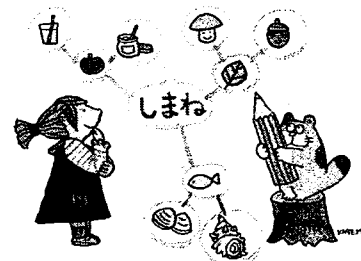
- ① 学校図書館や公共図書館の資料・情報を活用した研究・調査であるか
- ② 発達段階に応じたテーマであるか
- ③ 的確な資料・情報収集ができているか
- ④ 複数の資料・情報を活用しているか
- ⑤ 使用した資料・情報の出典が明示されているか
- ⑥ 調べる目的、方法、過程などをきちんと示しているか
- ⑦ 資料・情報をもとに、自分の考えをまとめているか
- ⑧ 調べる過程や作品に、主体的に学ぶ喜びが読みとれるか
- ⑨ 情報の整理や表現方法が工夫されているか

## ■ 自由部門（リーフレット・新聞形式等） ※ 浜田市のみ審査です。

（各校の取組を紹介し、授業の参考にしあうことを大切にしたい）

- ① 各学年の学習内容にそったものとする。各学校に巡回して参考にしてほしいものを選ぶ。
- ② 個人もしくはグループ作品を対象とする。  
（〇〇事典等、クラス全員で1つの冊子にまとめた作品も可）
- ③ 各学校での取り組みの参考になるものとする。
- ④ 中学校は担任名の後ろに（ ）付けで教科担当名を書いてもよい。小学校においても専科担当名を書いてもよい。

【例】 担任名(教科 教科担当者名)



第9回浜田市図書館を使った調べる学習コンクール  
事業スケジュール (案)

資料C-③

浜田市教育委員会

時 期	浜田市コンクール	全国コンクール
5月6日(金)	校長会にて「募集要項」の配布・説明 「募集要項」(募集チラシ)の印刷・配布 (関係諸団体への広報)	
6月8日(水) 15:00~16:00	調べる学習研修会 : 中央図書館 「調べてレポートを書こう」 講義・ワークショップ (講師 学力向上推進室 植田さゆり) 対象 学校司書 (司書)教諭 等1名以上	
7月末	調べる学習応援講座: 中央図書館と各分館 (支援者 公立図書館司書 学校司書) 初日: 調べる学習 2日目: まとめ・発表 対象 小学校児童・保護者 30組程度	
8月末 13:00~16:00	浜田市学校図書館活用教育研修会 浜田市中央図書館 「未 定」 講師 未定 対象 学校司書 司書教諭 図書館担当者他	
9月	校長会にて作品提出と「校内審査」の依頼	
10月 11月	作品応募 10月7日(金)~10月14日(金) 作品審査会 10月17~21日 第1次審査 (図書館長・公立図書館司書・学力向上推進室) 10月25日(火) 第2次審査(学校司書) 11月1日(火) 最終審査会 (司書教諭・学校図書館担者)	推薦作品一覧をメ ールで連絡 11月8日まで 推薦作品の発送 ※11月16日必着
12月	審査結果の発表および入選者への通知 浜田市コンクール審査結果一覧の作成 選外作品の返却 参加賞の送付 表彰状作成 表彰式開催 12月15日(木) 15:30~(予定) 浜田市中央図書館 (2階 多目的ホール) 入賞作品展示(浜田市中央図書館)	12月上旬 全国コンクール審査 会
1月 4月	展示作品の返却 中央図書館で展示する。 各小中学校に優秀賞作品のレプリカを巡回展示	1月11日(水) 財団HPで審査結果 の発表

## 学校活動における新型コロナウイルス感染症への対策について

### 1 基本的な対策方針について

学校における基本的な感染症対策については、地域の感染レベルを踏まえ、文部科学省が定める「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿った対応を基本とする。

また、島根県知事からの要請、島根県教育委員会が定める「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」、県立高校における部活動の対応等を踏まえ、県立高校に準じた対応を行う。

### 2 現状の対策等（概要）について

項目	浜田市立小・中学校の対策	県立高校の対策
感染レベル	「レベル2」に対応した対策 ※ 感染レベルは浜田保健所確認済み	同左
基本的な感染対策	家庭と連携した検温 マスクの着用（熱中症対応優先） 換気の徹底、手洗いの励行 等	同左
実技指導や実習等	感染リスクの高い活動（合唱や調理実習等）は慎重に検討	同左
体育の授業	感染対策をして実施 マスク着用は不要（距離がとれず、熱中症等のリスクがない場合は着用）	同左
修学旅行や遠足	時期や可否を検討 県外実施の制限なし	同左
その他学校行事	開催方法等を検討して実施 延期対応できるように早めに実施できるものは実施	同左
授業時間の確保	夏季休業日の短縮（5日短縮を予定）	学校長の判断で対応 （県一律の休業短縮なし）
部活動	感染対策をして実施 県外校との交流の禁止 （県に準じて中四国の交流可へ緩和予定） 中体連等の大会の参加は市教委と協議	感染対策をして実施 県外校との交流の禁止 （5/24～中四国は交流可） 学校長が認める公式大会への参加は可



島教保第100号  
令和4年5月24日

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長  
(保健体育課)  
(社会教育課)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)

県立学校の部活動については、令和4年3月30日付島教保第380号通知により実施することとしておりますが、5月24日以降の部活動については下記のとおりとしますので、今後は本通知及び県教育委員会の県立学校運営ガイドラインに基づき感染症対策の徹底をお願いします。

記

- 1 期 間 令和4年5月24日(火)から当面の間
- 2 通常の活動 ※変更なし (各学校の部活動の活動方針により実施可)
- 3 練習試合等 県内及び、原則として中国・四国地方への移動及び当該地域校との交流を伴う練習試合・合同練習等 (以下、「練習試合等」という。)に限り実施可とする。  
ただし、学校長が認める公式大会 (下記4) の内、中国大会以上に出場するチーム・個人に限り、この他の地域の学校との、大会に向けた練習試合等の実施も可能とするが、必要性を十分に検討し慎重に判断すること。  
なお、練習試合等の実施にあたっては、換気の徹底等、通常行っている感染症対策の徹底に加え、最小人数での実施や、プレー以外の場面 (前後の挨拶、更衣室、待機エリア、休憩時間等) での他校生 (指導者含む) との接触をなくす等、感染リスクを極力避けた行動に留意すること。
- 4 大会等参加 ※変更なし (以下再掲)  
大会・演奏会 (以下「大会等」という。) への参加は、公式の大会等 (高体連・高野連・高文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの) で、学校長が認めるもののみ可とする。特に、県外のまん延防止等重点措置地域等、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、
  - (1) 主催者及び開催地の自治体が示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。
  - (2) 参加にあたっては、生徒・保護者の意向を確認すること。
  - (3) 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。また、可能な限り感染リスクを避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じること。
  - (4) 帰県後、一定期間 (14日程度) の健康観察と健康管理は、教職員が直接生徒本人に確認する等、より徹底すること。
- 5 その他 (1) 本人の体調不良や感染に関して少しでも不安がある場合に、生徒・保護者が学校 (顧問等) へ申しやすい雰囲気づくりを行うこと。  
(2) 「大会等の入場者の考え方」については変更なし。

【担当】

保健体育課 小倉 TEL0852-22-5426  
社会教育課 藤原 TEL0852-22-5427

事務連絡  
令和4年5月25日

各市町村教育委員会教育長 様  
各市町村幼稚園・認定こども園主管課長 様

島根県教育委員会対策本部

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

このことについて、文部科学省より別添のとおり事務連絡がありましたのでご承知いた  
ただくとともに、所管の学校等へ周知いただきますようお願いいたします。

担当

島根県教育庁総務課 足立・福井

TEL 0852-22-6605、6219

FAX 0852-22-5400

厚生労働省「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を踏まえ、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

事務連絡  
令和4年5月24日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

先日5月20日に厚生労働省から別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表され、

- ・ マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であること
- ・ 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化すること
- ・ 就学前の児童（2歳以上）のマスクの着用はオミクロン株対策以前の取扱いに戻すこと

等が示されました。また、昨日お知らせしたように令和4年5月23日には、それも踏まえて、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されたところです。

これらを受けて、特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設

置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 学校生活においてマスクの着用が不要な場面について

#### (1) 基本的考え方

今般の基本的対処方針の変更後においても、基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、地域の実情に応じた基本的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく必要があります。

児童生徒等のマスクの着用に関し、文部科学省においては、これまで、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）等を作成し、それらの中で、学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとしつつ、マスクの着用が必要ない場面として、

- ・ 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- ・ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。
- ・ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

等としてきたところです。

一方で、上記のように、感染対策は、地域の実情に応じて実施していくことが重要であるものの、学校現場において、様々な理由から、マスクの着用が不要であると示した場面において慎重な取扱いを行う場合に、児童生徒等や保護者に対して必ずしも十分な説明が行われていないと思われるケースも見受けられます。また、これから気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で、児童生徒等がマスクを着用することで、熱中症のリスクが高まるおそれもあります。

このため、厚生労働省の「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び今般の基本的対処方針の変更等も踏まえ、これまで学校衛生管理マニュアル等に示してきたもののうち、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改

めて御留意いただきたい事項をお知らせしますので、児童生徒等に対する指導や説明の参考としてください。

なお、これらの事項は、これから夏季を迎える中で、児童生徒等のマスクの着用に関し、特に注意すべき点をお知らせするものであり、現在の学校衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更する趣旨のものではありませんので、その旨御留意ください。

## (2) マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項

厚生労働省の「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び基本的対処方針も踏まえ、特にこれから夏季を迎えるに当たって、学校生活においてマスクの着用が不要な場面の例として考えられるものを以下にお示しします。

いずれも、現在の学校衛生管理マニュアル等の記載をより具体の場面に即して明確化したものであり、実際の運用に当たっては、地域の実情に応じたものとしつつ、学校衛生管理マニュアルの他の記載や関係の通知・事務連絡等も併せて御参照いただくようお願いいたします。

なお、これらの例は、記載する場面において児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切な配慮が必要です。

- 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。

その際、地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に御留意ください。(学校衛生管理マニュアルp 40～)

- 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応することが重要です。

特に以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底することが必要です。

- ・ 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
- ・ 部活動前後での集団での飲食や移動時
- ・ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
- ・ 寮や寄宿舎における集団生活時 等

また、感染対策を顧問の教師や部活動指導員等に委ねることなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って感染対策に取り組むことが求められます。

(学校衛生管理マニュアルp 53～)



(※) スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)

- 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。  
特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導が必要です。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導してください。なお、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。(学校衛生管理マニュアル p58～)
- このほか、休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて(令和4年5月20日厚生労働省)」の「1. マスク着用の考え方」に基づく取扱いとしてください。

## 2. 幼稚園における感染症対策について

幼児のマスクの着用については、これまでも無理して着用させる必要はないこととしておりましたが、今般の基本的対処方針の変更において、2歳以上の小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させないこととされたことも踏まえ、幼稚園においても、同様の対応であることについて改めて周知いたします。

その際、学校衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児一人一人の発達の状況を踏まえ、幼児の体調に十分配慮した対応を取るとともに、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集(※)を参考にするなどし、感染症対策を行うことが必要です。

なお、幼稚園においても、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられますが、園のマスクの着用の考え方については、保護者等の理解を得られるよう適切に対処するようお願いします。

(※) 幼稚園等再開後の取組事例集

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00456.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html)

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 体育の授業に関すること  
スポーツ庁 政策課企画調整室(内2674)
- 運動部活動に関すること  
スポーツ庁 地域スポーツ課(内3953)
- 幼稚園に関すること  
初等中等教育局 幼児教育課(内3136)

# マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
  - 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
  - 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化
  - 就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

## 1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用する必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用する必要はない	着用する必要はない	着用を推奨する 事例③	着用する必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など  
 ※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用する必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。  
 ※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

- 事例①  
 ・ランニングなど離れて行う運動  
 ・鬼ごっこなど密にならない外遊び
- 事例②  
 ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合
- 事例③  
 ・通勤電車の中

## 2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- 2歳未満（乳幼児）は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。

厚生労働省と連携し、マスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

事 務 連 絡  
令和4年5月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### マスクの着用に関するリーフレットについて

児童生徒等のマスクの着用については、昨日発出した「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）においてお示ししたところですが、このたび、厚生労働省と連携し、別添のとおりマスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

# 子どものマスク着用について



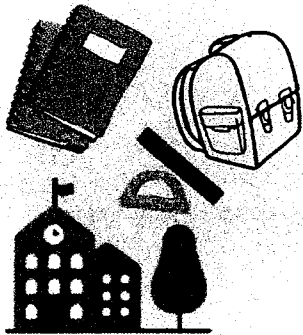
人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合  
においては、マスクを着用する必要はありません。  
また、就学前のお子さんについては、  
マスク着用を一律には求めています。



## 就学児について

（小学校から高校段階）

### マスク着用の必要がない場面



#### 屋外

- ・人との距離が確保できる場合
- ・人との距離が確保できなくても、  
会話をほとんど行わないような場合

＜例＞離れて行う運動や移動、

鬼ごっこなど密にならない外遊び

＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

#### 屋内

- ・人との距離が確保でき、  
会話をほとんど行わないような場合

＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

### 学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の

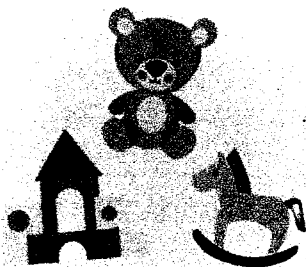
## 就学前児について

### 2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

### 2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

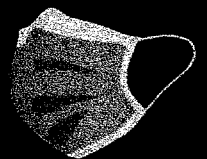


気をつける  
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



新型コロナウイルス  
感染症予防のために  
（厚生労働省HP）



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



文部科学省

新型コロナウイルスに関連した感  
染症対策に関する対応について：  
幼小中高・特別支援学校に関する情報  
（文部科学省HP）



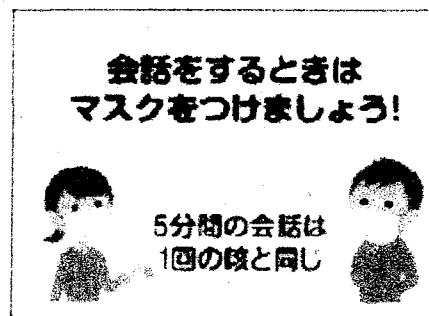
# 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ (2022.4.1 Ver.8) 抜粋

## (3)「密接」の場面への対応(マスクの着用)

### ①マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられます。

ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。



1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

2) 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)<sup>21</sup>が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。(暑さ指数(WBGT)は環境省ウェブサイト<https://www.wbgt.env.go.jp>で提供)

※夏期の気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいです<sup>22</sup>が、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第3章 9. 登下校」を参照してください。

3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。配慮事

<sup>21</sup> 暑さ指数(WBGT)とは、気温・湿度・放射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標で、熱中症の発生と関連しています。

<sup>22</sup> 別添資料6(「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和3年4月30日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学舎・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知))参照

## 9. 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・ 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- ・ 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・ また、夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導します。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導します。
- ・ 公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、帰宅後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らないなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時

58

間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- ・ 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 地域の感染状況に応じ、多くの利用者が触れるドアノブ等を適宜消毒すること

## 令和4年度 修学旅行実施予定

R4.5.26

No.	学校名	実施予定日	行き先(国・地域、都道府県)	移動手段
1	浜田市立原井小学校	6/16～6/17	安来・松江、出雲	貸切バス
2	浜田市立雲雀丘小学校	6/9～6/10	島根県	貸切バス
3	浜田市立松原小学校	6/9～6/10	島根県	貸切バス
4	浜田市立石見小学校	6/16～6/17	出雲・松江、安来・蒜山	貸切バス
5	浜田市立美川小学校	6/9～6/10	島根県	貸切バス
6	浜田市立周布小学校	6/23～6/24	島根県	貸切バス
7	浜田市立長浜小学校	6/2～6/3	松江、安来・岡山(蒜山)	貸切バス
8	浜田市立国府小学校	6/16～6/17	出雲・松江方面	貸切バス
9	浜田市立三階小学校	5/31～6/1	出雲、松江・岡山(蒜山)、米子	貸切バス
10	浜田市立雲城小学校	6/8～6/9	島根県	貸切バス
11	浜田市立今福小学校			
12	浜田市立波佐小学校			
13	浜田市立旭小学校	6/2～6/3	島根県	貸切バス
14	浜田市立弥栄小学校	予定なし		
15	浜田市立三隅小学校	6/2～6/3	出雲・松江・岡山(蒜山)・米子	貸切バス
16	浜田市立岡見小学校	予定なし		
17	浜田市立第一中学校	9/20～9/22	関西	貸切バス
18	浜田市立第二中学校	9/14～9/16	長崎県福岡県	貸切バス
19	浜田市立第三中学校	9/21～9/23	東京	飛行機
20	浜田市立第四中学校	予定なし		
21	浜田市立浜田東中学校	10/19～10/21	長崎・熊本	貸し切りバス
22	浜田市立金城中学校	9/20～9/22	奈良・京都・大阪	貸切バス
23	浜田市立旭中学校	9/14～9/16	東京	飛行機
24	浜田市立弥栄中学校	9/20～9/22	関西方面(大阪・京都)	貸し切りバス
25	浜田市立三隅中学校	9/20～9/22	長崎・福岡・熊本	貸切バス